

よくある質問（Q&A）

Q1	令和4年12月分の電気料金とは、12月に支払いをした電気料金のことですか？
A1	補助対象となる令和4年12月分の電気料金とは、令和4年12月に使用した電気料金のことです。 電力会社によっては、令和4年12月に使用した電気料金は、翌1月に請求され、請求書へは令和5年1月分と記載されていますので、申請の際には使用された月をご確認ください。

Q2	令和4年12月使用分（請求書上は令和5年1月分）を補助対象経費として申請したいのですが、電気料金明細の料金算定期間は、12月2日から1月4日と記載されています。按分により、1月1～4日分を除かなければなりませんか？
A2	料金算定期間の過半が含まれる月を使用月と判定しますので、全額を12月使用分として下さい。

Q3	三次市外にも事業所があります。その事業所分も補助対象となりますか。
A3	市外事業所分は補助対象経費とはなりません。市内の事業所において事業の用に供し、請求された電気料金を補助対象経費としますので、請求明細書を添付のうえ、対象となる経費のみ計上してください。

Q4	自宅兼店舗で営業しています。この場合、補助対象経費をどのように計算すればよいですか。
A4	確定申告において按分されている方法と同様に計算してください。 (申請額計算書(様式第3号)の事業割合欄で事業割合を記入し、按分してください。)

Q5	個人商店を営んでいます。電気料金の請求書宛名が家族名義となっているため、補助金交付申請者名と異なります。申請は可能ですか。
A5	電気料金請求書や電気料金請求内訳書に記載されている「使用場所」が、市内所在地と一致していることが確認できれば、申請の対象となります。

Q6	給与収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、補助金の申請はできますか。
A6	<u>主たる収入が給与収入</u> ですので、申請はできません。

Q7	年金収入が180万円、事業収入が120万円あります。この場合、補助金の申請はできますか。
A7	この制度においては、年金収入は主たる収入として扱わないため、申請できます。

Q8	事業を開始して間もないため、事業を行っていることを証する確定申告の写しがありません。この場合、どのような書類を添付すればよいですか。
A8	確定申告書の代わりに次の書類等で事業を営んでいることを証明してください。 法人事業者：登記事項証明書、営業許可証等の写し 個人事業者：開業届、営業許可証等の写し

Q9	令和4年2月1日に開業しました。今年度の電気料金と比較する電気料金がありません。この場合、補助金を請求することはできませんか？
A9	令和4年2月1日に開業された事業者については、令和4年3月分（令和4年2月使用分）の電気料金と令和4年7月から1

	<p>2月の任意の3月と比較し、計算してください。</p> <p>例えば、令和4年2月10日に開業された場合、令和4年3月分（令和4年2月使用分）は1ヵ月未満の使用に対する電気料金であるため、この場合は、令和4年4月分（令和4年3月使用分）の電気料金を用いてください。</p>
--	--

Q10	<p>電気料金の高騰に対し、節電や電力会社の変更で対応してきました。前年度と比較し、電気料金が増加した月が1ヵ月しかありませんが、3ヵ月分の差額を計算に用いなければなりませんか。</p>
A10	<p>上記の場合は、電気料金が増加した1ヵ月分を補助対象経費として計算してください。</p>

Q11	<p>事業Aと事業Bを営んでいます。</p> <p>事業Aの事業収入は、100万円で、事業Bの事業収入は80万円です。</p> <p>この場合、補助金の申請はできますか。</p>
A11	<p>この場合、事業収入は180万円ですので、補助金の申請対象となります。</p> <p>ただし、事業Aと事業B合算して申告している場合に限りません。</p>